

コラム 親子交流（面会交流）について

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

●親権・養育費 110 番事業

母子家庭・父子家庭・離婚前の方を対象に、養育費の取り決め、履行など養育費全般についてのほか、離婚や別居に伴う親権、面会交流などの法的な問題について、弁護士による電話相談を無料で実施しています。

問 予約・問い合わせ先：鳥取県子ども家庭部家庭支援課（0857-26-7869）

●養育費に係る公正証書作成促進事業

県内のひとり親の方に対し、養育費にかかる公正証書作成に要した費用及び家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する費用の一部について助成します。※市町村により助成内容は異なります。県内には3か所の公正役場があります。



鳥取県内
公正証書役場一覧

問 市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

●法テラスによる法律無料相談・弁護士等費用の立替

法テラスでは、収入や資産が一定基準以下の方を対象として、借金（債務管理）、金銭トラブル（貸金、損害賠償）、離婚（養育費、財産分与）、相続、労働問題などの一般相談に関する無料法律相談を行っています。相談は事前の予約が必要です。



鳥取法テラス
WEB サイト

また、弁護士や司法書士への相談で問題が解決せず、弁護士や司法書士に依頼をする必要がある場合に、費用の立替えを行っています。ご利用には、収入や資産が一定基準以下であるなど条件があり、審査が必要です。（条件を満たすことで返済の免除、返済までの期間の猶予の付与が可能です。）

問 法テラス

●養育費・親子交流相談支援センター

養育費等相談支援センターは、養育費や親子交流に関する当事者からの相談窓口を設けています。

電話相談：0120-965-419

(携帯電話からは使えませんので下記番号におかけください)

03-3980-4108

(ご希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

メール相談：info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します)

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時

水曜日(祝日を除く) 午後0時～午後10時

土曜日・祝日 午前10時～午後6時

(日曜日・振替休日の電話相談はお休みです)



チャット
相談

FPICの紹介

全国各地に相談室が設置され、夫婦関係の調整や離婚などの問題、離婚後の子をめぐり問題、いじめなど子育ての悩み、ひきこもりなど成人した子の悩み、老親をめぐり兄弟間の悩み、職場の人間関係や男女関係のトラブルあるいは生き方や性格の悩みなど、人間関係、子育てやこころの問題についての相談に応じています。

FPICは親子交流支援を有料で実施しています。

県内の相談場所

マリッジカウンセリング ゆりはま

〒689-0174 鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島 496

問 携帯電話：090-2007-0405

メールアドレス：marican2010@ezweb.ne.jp

ラエルの紹介

ラエルは離婚後や別居中の父母が、子どものために安心して連絡を取り合うためのアプリです。感情の衝突を避けて、親子交流や養育費のやりとりをスムーズに進められます。

運 営

GUGEN Software 株式会社

問 info@raeru.jp



これならあえる ラエル

raeru

離婚後の子育てアプリ



詳しくは
ホームページを
ご確認ください。

民法等改正

父母の離婚後の 子の養育に関するルールが 改正されました



父母が子どもを養育するに当たって遵守すべき責務が明確化されました。



離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。



養育費の支払確保に向けた見直しがされました。



安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。



養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。



令和 8 年施行予定

- ▶ 具体的な施行日は今後法務省ホームページ等でお知らせします。
改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

法務省

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

